第1章 災害予防計画

防災関係機関等の役割分担表

佐 竿 百 口				役		割	5) 担
施策項目	中	野	市	住民・事業所		県		関係機関等
第1節 風水害に強いまちづ	くり							
風水害に強い郷土づくり	全	部	局		全	部	局	交通・通信施設管理機関
風水害に強いまちづくり	全	部	局					
第2節 災害発生直前対策								
住民に対する情報の伝達体制の整 備	総	務	部		全	部	局	
避難誘導体制の整備	総	務	部					
災害未然防止活動	全	部	局					水防管理者、河川・農業用用排水 施設管理者
第3節 情報の収集・連絡体制	制計	画						
情報の収集・連絡体制の整備	総	務	部		全	部	局	岳南広域消防組合、郵便局
情報の分析整理	総	務	部					
通信手段の確保	総	務	部	アマチュア無 線局開局者	-			
第4節 活動体制計画								
職員の非常参集体制の整備	全	部	局		全	部	局	
組織の整備	総	務	部					
防災中枢機能等の確保	全	部	局					
複合災害への備え	全	部	局					
業務継続性の確保	総	務	部					
NPO・NGO等との連携		らし 化	と 部					
第5節 広域相互応援計画								
防災関係機関相互の連携体制整備	総	務	部		危机	幾管理	! 部	
県内全市町村間の相互応援協定	総	務	部					県内各市町村
県内全消防本部間の消防相互応援 体制	消	防	部					県市長会、県町村会、県消防長 会、岳南広域消防組合
公共機関及びその他事業者との相 互応援協定	健く文経	済	上部と部部	関係事業者				公共機関
		设水道 防						

like Make wett 🖂				 割 タ	 } 担
施策項目	中野i	市 住店	民・事業所	県	関係機関等
県と市町村が一体となった他都道 府県被災地への応援体制整備	総務	部			
広域防災拠点の確保	総務	邹			
第6節 救助・救急・医療計	画				
救助・救急用資機材の整備		部部		危機管理部 健康福祉部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、日赤 県支部
医療用資機材等の備蓄	健康福祉	部			日赤県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会、県歯科医師会、 中高歯科医師会、飯水歯科医師会、 災害拠点病院
災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備	健康福祉	部			日赤県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会、県歯科医師会、 中高歯科医師会、飯水歯科医師会、 災害拠点病院
消防及び医療機関相互の連絡体制の整備	総務 強健康福祉				岳南広域消防組合、医療機関
第7節 消防活動計画					
消防活動計画	消防		民、自主防 組織	危機管理部	岳南広域消防組合、消防団
第8節 水防活動計画		I		1	
水防活動計画	建設水道	部 部 部		建 設 部	北陸地方整備局、岳南広域消防組 合、水防管理団体
第9節 要配慮者支援計画					
要配慮者支援計画の作成	総 健康福祉 子 経 済 教育委員:	部 児 部 部	民、民生・ 童委員		岳南広域消防組合、消防団、社会 福祉協議会、社会福祉施設、自主 防災組織
在宅者対策	総務は健康福祉		民、民生・ 童委員	危機管理部	社会福祉協議会、社会福祉施設、 医療機関、ボランティア団体
要配慮者利用施設対策	健康福祉 子 ど も 済 経 済 教育委員	部 部		危機管理部健康福祉部	要配慮者利用施設
外国籍住民、外国人旅行者等、観 光客対策	総 務 く ら し 文 化 済 経 済	と者	光関連事業 (旅館・ホ レ等)	危機管理部県民文化部観 光 部	医療機関
土砂災害警戒区域、土砂災害危険 箇所等及び浸水想定区域内の要配 慮者利用施設対策	総務 健康福祉 子ども 教育委員:	邹		危機民展 健民福祉 農 林 務 設 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	要配慮者利用施設の管理者

life ble see E			割 タ	 } 担
施策項目	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
第10節 緊急輸送計画	<u> </u>	<u> </u>	T	
緊急交通路確保計画	経済部建設水道部		農政部林務部建設部県警察本部	東日本高速道路㈱
緊急用ヘリポート及び物資輸送拠 点の確保計画	総 務 部 くらしと 文 化 部		危機管理部産業労働部建 設 部	
輸送体制の整備計画	総 務 部	輸送事業者	危機管理部	北陸信越運輸局長野運輸支局、県 トラック協会、県タクシー協会
第11節 障害物の処理計画				
障害物除去体制の整備	経済部建設水道部	住民	危機管理部 農 政 部 林 務 部 建 設 部 県警察本部	
第12節 避難の受入活動計画				
避難計画の策定等	総務部 健康福祉部 子ども部	住民	危機管理部健康福祉部県警察本部	
避難場所の確保	総 務 部		施設管理部局 教育委員会	
避難所の確保	総務部 健康福祉部		施設管理部局 教育委員会	
住宅の確保体制の整備	建設水道部	建設業者	危機管理部建 設 部	
学校等における避難計画	子 ど も 部 教育委員会 学 校 長		県民文化部 教育委員会	
在宅避難者等の支援	全 部 局		危機管理部	
第13節 孤立防止対策				
通信手段の確保	総 務 部 消 防 部	アマチュア無 線局開局者	危機管理部	
災害に強い道路網の整備	経済 部建設水道部	住民	農政部林務部建設部	
孤立予想地域の実態把握	総 務 部 健康福祉部 経 済 部	住民		
自主防災組織の育成	総務部消防部		危機管理部	
避難所の確保	総 務 部			
備蓄	総務部	住民、観光・ 宿泊施設等		
第14節 食料品等の備蓄・調				
食料品等の備蓄・調達体制の整備	総 務 部	食料品等取扱 業者、住民、 企業等	危機管理部 産業労働部 農 政 部	

			 割 タ	
施策項目	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
食料品等の供給計画	くらしと 文 化 部			赤十字奉仕団、協定締結先
第15節 給水計画				
飲料水等の備蓄・調達体制の整備	建設水道部	住民	危機管理部	
飲料水等の供給計画	建設水道部		環 境 部 企 業 局	
第16節 生活必需品の備蓄・	調達計画			
生活必需品の備蓄・調達体制の整 備	総 務 部	流通業者、住 民	危機管理部 産業労働部	
生活必需品の供給計画	くらしと 文 化 部			協定締結先
第17節 危険物施設等災害予	防計画			
危険物施設災害予防計画	消 防 部	危険物取扱事 業者、住民	危機管理部 健康福祉部	岳南広域消防組合
その他危険物施設等災害予防計画	総 務 部	危険物取扱事 業者、住民	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
第18節 電気施設災害予防計	画		I	
施設・設備の安全性の確保			企 業 局	中部電力パワーグリッド㈱
職員の配置計画				中部電力パワーグリッド㈱
関係機関との連携				中部電力パワーグリッド㈱
第19節 都市ガス施設災害予	坊計画			
都市ガス施設災害予防対策			企 業 局	長野都市ガス㈱
第20節 上水道施設災害予防	計画			
施設の安全性の充実	建設水道部	水道事業者	環境部	
施設応急復旧活動マニュアルの作 成及び予行演習の実施	建設水道部	水道事業者	企 業 局	
応急復旧応援受入れ体制の整備	建設水道部	水道事業者		
第21節 下水道施設等災害予	坊計画			
下水道施設等の風水害に対する安 全性の確保	建設水道部		環 境 部	
雨水流出抑制施設整備	建設水道部			
緊急連絡体制、被災時の復旧体制 の確立	建設水道部	下水道事業者		
緊急用、復旧用資材の計画的な確 保	建設水道部			
下水道施設台帳、農業集落排水施 設台帳の整備・拡充	建設水道部			
管渠及び処理場施設の系統の多重 化	建設水道部			
第22節 通信·放送施設災害	予防計画			
緊急時のための通信確保、防災行 政無線の整備	総 務 部 消 防 部			

		ΔH.	del /) Fee
施策項目	中野市	住民・事業所	割り	ナー 担
電気通信施設災害予防	中到巾	住氏・争耒別	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	電気通信事業者各社
放送施設の災害予防				NHK、各放送局
道路埋設通信施設災害予防	建設水道部	通信事業者等		電気通信事業者各社、道路管理者
	建议小坦即	四旧事未任寸		电风应由事来有行任、应即自任有
第23節 災害広報計画	//\ 76 LD		6+ 1/1/2 644 THI -bit	
住民等への情報の提供体制	総務部		危機管理部企画振興部	+4 777 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
報道機関への情報提供及び協定	総務部		総 務 部	報道機関
第24節 土砂災害等の予防計	画			
地すべり対策	経 済 部	住民	農 政 部	
	建設水道部		林 務 部 建 設 部	
1.地《安产及地区社签	経済部			
山地災害危険地区対策	建設水道部		林務部	
土石流対策	建設水道部	住民	建 設 部	
急傾斜地崩壊防止対策	経 済 部	住民	農 政 部	農業用用排水路等の管理団体
	建設水道部		建 設 部	
要配慮者利用施設が所在する土砂	総務部		危機管理部	要配慮者利用施設の管理者
災害警戒区域及び土砂災害危険箇 所等対策	健康福祉部子 ども部		県民文化部健康福祉部	
	経 済 部		農 政 部	
	建設水道部教育委員会		林務部建設部	
	教目安貝云		教育委員会	
土砂災害警戒区域の対策	総務部		危機管理部	
	健康福祉部		農政部	
	子ども部経済部		林 務 部 建 設 部	
	建設水道部			
	教育委員会			
第25節 防災都市計画	T		T	
都市計画法に基づく用途地域等の 指定	建設水道部		建 設 部	
防災空間の整備拡大	建設水道部			
市街地再開発事業による都市整備	建設水道部			
第26節 建築物災害予防計画				
建築物の風害対策	総務部 建設水道部	建築物の所有 者等	建 設 部	
建築物の水害対策	建設水道部	建築物の所有 者等	建 設 部	
文化財の風水害予防	教育委員会	文化財の所有 者	教育委員会	
- 第27節 道路及び橋梁災害予		1	ı	1
道路及び橋梁の風水害に対する整 備	建設水道部		危機管理部建 設 部	東日本高速道路㈱
関係団体との協力体制の整備	総務部建設水道部		企 業 局県警察本部	建設業各団体
	•			•

Life Addr wat 17							割		分 担
施策項目	中	野	市	住民•	事業所		県		関係機関等
第28節 河川施設等災害予防	計画								
河川施設災害予防		済	部			農	政		
	建記 消	设水道 防	部部			建企	設業		
浸水想定区域内の災害予防	総健身	一務福と	部出部部			建			要配慮者利用施設の管理者
第29節 ため池災害予防計画	37.1	122	`						
ため池災害予防対策	経	済	部			農	政	部	ため池管理団体
第30節 農林産物災害予防計	画					1			
農産物災害予防計画	経	済	部	住民		農	政	部	農業農村支援センター、農協
林産物災害予防計画	経	済	部	住民		林	務	部	中部森林管理局、森林組合
第31節 二次災害の予防計画	ı								
構造物に係る二次災害予防対策	建設	设水道	 自部			林建企	務設業	部	
危険物施設等に係る二次災害予防 対策	総消	務防	部部	危険物 業者	取扱事	危健産	機管康福業労	理部部部部本部	岳南広域消防組合
倒木の流出対策	経	済	部			林	務	部	
山腹・斜面及び渓流並びに施設に 係る二次災害予防対策	経建設	済 设水道	部			建	設	部	
第32節 防災知識普及計画	ļ.								
住民・自主防災組織・企業等に対 する防災知識の普及活動	総消	務防	部部		自主防	全	部	局	岳南広域消防組合、消防団
防災上重要な施設の管理者等に対 する防災知識の普及	総	務	部		:重要な)管理者				岳南広域消防組合
学校等における防災教育の推進	-	ど も 育委員							岳南広域消防組合
市職員に対する防災知識の普及	総	務	部						
大規模災害の教訓や災害文化の伝 承	総	務	部	住民					
第33節 防災訓練計画									
防災訓練の種別及び実施時期	総消	務防	部部	住民、	企業等	全	部	局	岳南広域消防組合、消防団
実践的な訓練の実施と事後評価	総	務	部		自主防 、企業				岳南広域消防組合、消防団
第34節 災害復旧・復興への任	備え						_		
市政の業務継続計画の策定	全	部	局			全	部	局	
災害廃棄物の発生への対応	全	部	局						
データの保存及びバックアップ	全	部	局						
罹災証明書の発行体制の整備	総	務	部						
第35節 自主防災組織等の育成	支計	画							
地域住民等の自主防災組織の育成	総消	務 防	部部	住民、等	事業所	全	部	局	岳南広域消防組合

			役	, 1	割	分 担
施策項目	中野	市	住民・事業所		県	関係機関等
自主防災組織の課題	総 務 健康福 くら	祉部	自主防災組織	全	部 局	
	文 化消 防	部				
自主防災組織の活動内容			自主防災組織	全	部 局	
活動環境の整備及び組織の活性化	総務		自主防災組織			
各防災組織相互の協調	消防	部	自主防災組織			
第36節 企業防災に関する計画	画					
企業による防災活動の推進	総 務経 済		企業	全	部局	
第37節 ボランティア活動の	環境整 ^を	備				
災害救援ボランティアの事前登録	くら 文 化			危機	管理部	社会福祉協議会、日赤県支部、ボ ランティア関係団体
ボランティア活動の環境整備	くら 文 化					社会福祉協議会、ボランティア関 係団体
ボランティア団体間の連携	くら 文 化					社会福祉協議会、ボランティア関 係団体
ボランティアコーディネーターの 養成	くら 文 化					社会福祉協議会、日赤県支部、ボ ランティア関係団体
第38節 災害対策に係る基金	手積立 .	及びi	軍用計画			
災害対策に係る基金等の積立及び 運用	総務	部		危機総	管理部 務 部	
第39節 風水害対策に関する	周査研	究及(び観測 しゅうしゅう			
風水害対策に関する調査研究及び 観測	全 部	局		危機林建	管 理 部 務 部 設 部	
第40節 鉄道施設災害予防計	——— 動					
鉄道施設災害予防計画				建	設 部	東日本旅客鉄道㈱、長野電鉄㈱
第41節 住民及び事業者による	る地区	内の B	」 防災活動の推	/-	.,,, нр	ALL LABERTOCKET PARTERIES
住民及び事業者による地区内の防 災活動の推進	総務		住民、事業所		管理部	
第42節 観光地の災害予防計画	 画		l	1		1
観光地での観光客の安全確保	<u> </u>	局	住民、事業所	観	光部	
外国人旅行者の安全確保	全部		2.3.3.7.1		文化部光部	

第1節 風水害に強いまちづくり

(全部局)

第1 基本方針

市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2計画

- 1 風水害に強い郷土づくり
 - (1) 市
 - ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から土地の保全と住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
 - イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する 安全性の確保に努める。
 - ウ 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対 策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - (ア) 当面の目標として、主要河川の整備及び中小河川の整備を推進する。
 - (4) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。
 - (ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の造成を図る。
 - エ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に 努める。
 - (2) 関係機関(交通・通信施設管理機関) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、風水害に対する安全性の確保に努める。

2 風水害に強いまちづくり

- (1) 市
 - ア 風水害に強いまちの形成
 - (ア) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設があるときは、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、その施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
 - (イ) 土砂災害警戒区域については、当該区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救

助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

- (ウ) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (I) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (オ) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (カ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを 形成する。
 - a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を 誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進
 - b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機とするため の、分かりやすい水害リスクの提供
 - c 河川、下水道について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の 建設等の推進
 - d 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - e 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定時における当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項の市地域防災計画への規定
 - f 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについての市地域防災計画への規定
 - g 上記施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法 の規定
 - h 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について記載した印刷物の配布その他の必要な措置
 - i 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の 公表による、安全な郷土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - j 土石流危険渓流箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、急傾斜地崩壊防止 施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の 設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進

- k 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消する ための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び医療機 関等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策 の推進
- 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
- m 山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成施設の整備
- n 農業用用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全 対策の推進
- o 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数 の施設を有機的に連携させる方式等の推進

イ 風水害に対する建築物等の安全性

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に配慮する。
- (1) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (ウ) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (エ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (イ) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

エ 災害応急対策等への備え

- (ア) 風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (4) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用

253

地等の活用を図る。

(I) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、 迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- (オ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (加) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の 締結を推進する。
- (キ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(2) 関係機関

ア 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者 利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

- イ ライフライン施設等の機能の確保
 - (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
 - (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- ウ 災害応急対策等への備え
 - (ア) 風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災知識の向上を図る。
 - (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用 地等の活用を図る。
 - (ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、 迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- (I) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (オ) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第2節 災害発生直前対策

(全部局)

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2計画

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 市及び県は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。(本章第12節「避難の受入活動計画」参照)
- (2) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (4) 市及び県は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (5) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (6) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (7) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

(1) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用

いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

- (2) 河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。
 - ・所管施設の緊急点検体制の整備
 - ・応急復旧のための体制の整備
 - ・防災用資機材の備蓄
 - ・水防活動体制の整備(水防管理者)
 - ・せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成(河川、農業用用排水施設管理者)
 - ・災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
- (3) 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

(総務部)

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

第2計画

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
 - (1) 市
 - ア 被害状況等の調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ 情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
 - イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練・保守点検を実施する。
 - ウ 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備に努める。
 - エ 情報収集手段としてインターネット等の整備、活用に努める。
 - オ 市内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。(資料3-6参照)
 - カ 総合的な情報収集を行うため、「モニター情報制度」の設置について検討していく。
 - キ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの 情報収集に努める。また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場 合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
 - ク 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組 みの構築に努める。
 - (2) 岳南広域消防組合

災害時における消防活動を効果的に実施するため、住民からの通報、参集する消防職団員、情報収集班の派遣、ヘリコプターによる情報及び防災関係機関相互の情報交換等、あらゆる手段を講じて情報の収集に努める。

- (3) 関係機関
 - ア 被害状況等の調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
 - イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の

257

周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

- (1) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、その他災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するほか、登録制メール「中野市すぐメール」等新たな災害時通信網の整備に努める。
- (2) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (3) 携帯電話、防災行政無線等の応急対策機器及び非常用電源設備の整備を図る。
- (4) 非常時に市役所と各地区を結ぶ通信手段の確保について検討していく。

第4節 活動体制計画

(全部局)

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備と防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備を図る。また、防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保及び災害時の防災中枢機能の確保を図る。

第2計画

1 職員の非常参集体制の整備

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策の実施が必要となる。

(1) 市

職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、職員の安全確保に十分に配慮の上、次の対策を推進する。

- ア 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初 動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- イ 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直者等に よる24時間体制で対応する。
- ウ 消防機関及び消防団員についても各組織に定められた配備計画に基づき、組織及び機能の総力を挙げて災害応急対策に当たることができるようその体制を整備する。
- エ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。
- オ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時 に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- (2) 関係機関(全機関)

職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

2 組織の整備

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制と組織間の応援協力体制の整備を図る。

防災会議の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る。

(1) 市

災害対策基本法第16条により設置した市防災会議により、それぞれの地域の災害特性及び地域

特性に対応した市地域防災計画の作成・修正を行い、その計画の実施を推進する。

(2) 岳南広域消防組合

迅速な消防活動を行うため、関係機関相互の連携体制について、調整を図る。

(3) 関係機関

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 災害対策活動拠点施設の整備

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所庁舎及び災害対策活動の拠点となる施設について、その機能を十分果たすことができるよう、建物の耐震化・堅牢化を図るとともに、通信施設等の整備や、非常食・飲料水の備蓄等を図る。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

(2) 災害対策本部の代替機能の確保

市では、市役所本庁舎が被災し、使用不能となった場合の代替施設として、豊田支所庁舎を指定している。これらの施設が災害対策本部機能を果たすためには、次のような設備が必要である。

- ・作業スペース(会議室、机、イス)
- ・パソコン、プリンタ、ネットワーク
- ·電話、FAX、防災行政無線
- 電源

このため、市は、代替施設における必要な準備について、検討を行う。また、災害発生時に必要となる資料やデータ(被害状況調査様式等)等についても、代替施設にバックアップをしておくとともに、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

4 複合災害への備え

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

- (1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・ 点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等 を行う。
- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先

259の2 [中野防④]

業務の整理について定めておく。

6 NPO・NGO等との連携

大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市 民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されるところである。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努める。

- (1) 県と連携し、災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の 在り方について検討する。
- (2) 県と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。
- (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

[中野防④] 259の3

第5節 広域相互応援計画

(総務部・健康福祉部・くらしと文化部・経済部・建設水道部・消防部)

第1 基本方針

災害時においては、市のみでは十分な応急・復旧活動が実施できない場合も考えられる。

このため、市は、平常時から防災関係機関等と災害時の応援・協力体制について協議し、必要に応じて協定を締結するとともに、そのための体制の整備を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2計画

1 防災関係機関相互の連携体制整備

- (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。
- (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
- (3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- (4) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (5) 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 県内全市町村間の相互応援協定

- (1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。
- (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等として、災害が発生した場合の先 遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連 絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

県内13消防本部を4ブロックに編成し、県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う協定に基づき、平常時から連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(1) 市

- ア 消防部においては、協定に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- イ 関係消防機関における消防力の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援

259の4 [中野防④]

の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。

(2) 関係機関(県市長会、県町村会、県消防長会、岳南広域消防組合) 県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

4 公共機関及びその他事業者との相互応援協定

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、 応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材 及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

現在、本市が締結している協定は、資料3のとおりである。

5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により 実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並び に活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

6 広域防災拠点の確保

市は、県及び関係機関と協力し、次のとおり広域防災拠点の確保に努める。

- (1) 地域の自然条件(地形、気候等)や社会条件(周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等)等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。
- (2) 選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- (3) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

(総務部・健康福祉部・消防部)

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設、消防署等の災害対応機能の強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を図る。

第2計画

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 市

消防団詰所、公民館、防災拠点施設等に救助・緊急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した救急方法及び応急手当の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

(2) 岳南広域消防組合

- ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に行うとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」による装備の整備を推進する。
- イ 救急自動車は、救急救命士の養成状況を考慮しながら、高規格化を促進する。
- ウ 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。
- エ 消防団、自主防災組織等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を 図る。
- オ 家庭、施設、事業所等に応急救急資機材、バール、ジャッキ等応急救助器具の設置を奨励する。
- カ 関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材のマニュアルに基づく訓練の指導を行う。
- (3) 関係機関
 - ア 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社長野県支部)
 - イ 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。 (日本赤十字社長野県支部)
 - ウ 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。(自 衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 市

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、災害医療体制全体の中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとと

もに、地域での中心的な役割を果たす災害拠点病院である北信総合病院における備蓄体制の強化 に配慮する。

(2) 関係機関

ア 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院(北信総合病院)等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

- イ 長野県医薬品卸協同組合は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (7) 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努める。
 - (1) 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。
 - (ウ) 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 市

災害拠点病院である北信総合病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ県及び近隣の市町村と調整を図る。

(2) 関係機関

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、長野県看護協会等は、災害拠点病院(北信総合病院)を中心とした災害医療への協力体制の整備に努める。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 市

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立する。

また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が 把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速 やかに入手できるよう努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した輸送についても緊急輸送関係機関と 事前に調整する。

- ア 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急 業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - (ア) 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む)等
 - (イ) 最先到着隊による措置
 - (ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - (オ) 各活動隊の編成と任務
 - (カ) 消防団の活動要領
 - (キ) 通信体制
 - (ク) 関係機関との連絡
 - (ケ) 報告及び広報

262 [中野防②]

- (コ) 訓練計画
- (サ) その他必要と認められる事項
- イ 消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制 を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交 え、調整を図る。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、長野県市町村災 害時相互応援協定(資料3-2参照)を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密 にとり、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。

- ウ 関係機関の協力を得て、救急・救助訓練を毎年1回以上実施する。
- (2) 岳南広域消防組合
 - ア 消防機関・医療機関相互の連絡体制

圏域における救急医療体制の充実を図るため、各機関が協力して、災害時の多数傷病者事故 等の対応の研究等を進めるとともに、平常時から、岳南広域消防組合と医療機関等、機関相互 の連携体制を強化推進する。

- イ 近隣消防機関及び医療機関との協力体制を整備する。
- (3) 関係機関
 - ア 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
 - イ 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

第7節 消防活動計画

(消防部)

第1 基本方針

大規模災害発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び 活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2計画

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制による協力体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要である。

(1) 市

ア 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態、及び防火水槽が損壊する事態、さらに道路の損壊による消防車両の進入障害が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の活用等による消防水利の多様化を図る。

イ 消防団の充実強化

中野市消防団活性化計画に基づき、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員の確保と消防団施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防団活性化の推進を図るとともに、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

ウ 消防地理、水利及び危険区域の把握

岳南広域消防組合と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域の調査を実施して、消防体制の整備、消防水利の確保等に努める。

エ 応援協力体制の確立

長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定に基づき、岳南広域消防組合 と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

オ 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

(2) 岳南広域消防組合

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に適合するように、消防施設、設備及

[中野防③] 291

び人員の確保を図るとともに、装備の近代化を促進する。

イ 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深め、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

また、自主防災組織等のリーダー研修及び防災訓練の実施により、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができる体制の構築を図る。

ウ 火災予防

(7) 防火思想、知識の普及

大規模災害発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する災害発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想・知識の普及啓発を図る。

(イ) 予防消防の充実

消防法第8条に規定する、事業所等防火対象物の権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬局等多種類の危険物を少量管理する施設の管理者に対し、火災防止について指導する。

なお、次に掲げるような混触発火が予想される物品の管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

エ 活動体制の整備

大規模災害発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

- (7) 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整
- (4) 大規模な同時多発火災に対しての火災防ぎょ計画

(3) 住民及び自主防災組織

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具は、直ちにその使用を中止して、火災発生の防止に努めるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない等、平常時から火災予防に留意し、さらに火災発生時には初期消火活動が実施できるように努める。

292 [中野防②]

第8節 水防活動計画

(総務部・建設水道部・消防部)

第1 基本方針

大規模災害発生時等において、堤防その他の施設が損壊し、浸水等のおそれがある場合における水 防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備・監視及び警戒活動体制の整備等につい て、あらかじめ計画を定める。

第2計画

千曲川をはじめ夜間瀬川、篠井川、江部川、斑尾川、本沢川等の主要な河川は、順次改修が進められてきているが、集中豪雨時には家屋の浸水、地すべり等の災害に見舞われる地区もある。

今後、開発等による保水機能の低下により、水害発生の危険も増大しており、引き続き河川等の整備に努める。

このため、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(1) 市

市は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。

- ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- イ 水防倉庫の整備**(資料5-8~10参照)**及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの備蓄ほか、次に掲げる事項
 - (7) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - (イ) 資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡系統の整備・活用、警報等の住民への伝達体制の整備
- エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退きの指示体制の整備
- キ 洪水時における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- ケ 浸水想定区域に係る洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の 作成
- コ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定及び洪水予報等の伝達体制の整備
- サ 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名 称及び所在地の指定及び洪水予報等の伝達体制の整備
- シ 水防機関の整備
- ス 水防計画の策定
- セ 水防協議会の設置

- ソ 水防訓練の実施(年1回以上)
 - ・水防技能の熟練
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- タ 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動 に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力に ついて水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を 強化するよう努める。
- (2) 岳南広域消防組合
 - ア 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
 - イ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
 - ウ 風水害時の水防対象箇所の警戒及び巡視
 - エ 洪水時における水防活動体制の整備
- (3) 関係機関(千曲川河川事務所、北信建設事務所、水防管理団体)
 - ア 水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
 - イ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織との連携により、水防技能の習熟と、沿 川住民の水防思想の啓発を図るため、水防訓練等を実施するものとする。
 - ウ 排水樋門等、水防関連施設の管理をする団体では、その操作方法の習熟と緊急時の協力体制 がとれるよう努めるものとする。

294 [中野防②]

第9節 要配慮者支援計画

(総務部・健康福祉部・子ども部・くらしと文化部・経済部・教育委員会)

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者である高齢者、障がい者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等が被害を受ける可能性が高まっている。このため、市及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等(資料7-6参照)の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を守るため「中野市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、平常時から災害時における円滑かつ迅速な避難支援体制を構築し、防災対策の一層の充実を図る。

また、市内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。

第2計画

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 要配慮者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、要配慮者についての避難支援計画の作成に努める。

また、市は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための 立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるとともに、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安 否確認等を行うための措置について定める。

市が定める事項は、以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、この限りでない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- 区長
- · 民生 · 児童委員
- ・自主防災組織等の避難支援等関係者となる者
- 社会福祉協議会
- 消防機関

- 警察機関
- イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。

- ・介護保険法に規定する要介護認定3以上の在宅生活者
- ・身体障害者手帳1級及び2級所持者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者並びに下肢・体 幹の機能障がい者
- · 療育手帳 A 所持者
- ·精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・支援を必要とする難病患者
- · 療養負担過重患者
- ・75歳以上の者のみの世帯に属するもの
- ・上記以外で援助を必要とする者のほか、市長が認めた者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努める。

- 氏名
- ・生年月日
- 性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- •緊急時連絡先
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- エ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者 名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明 する。
 - ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行う よう指導する。
 - ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行 動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- カ 避難支援等関係者の安全確保

市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならな

17

(3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 指定避難所の整備

市は、災害発生時において指定避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、 スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の 備蓄に努める。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(保健師、看護師、介護職員、手話通訳者等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車いす、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ 効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

- (5) 居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間(おおむね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。
- (6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の協力を得て、プライバシ

一の保護については十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(7) 支援協力体制の整備

市は、県保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の要配慮者の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、保健福祉サービスの提供、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 市

ア 防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、入院入所等施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度)を行うよう指導する。

イ 組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

エ 応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車いす、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び他市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

さらに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護保険サービス施設、障が い者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

オ 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防 災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

カ 市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療

用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援 体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

キ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的 に確認するよう努める。

ク ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当 部署の調整や協定の締結等に努める。

(2) 要配慮者利用施設等

ア 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、市及び県の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然 災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

イ 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、施設そのものの災害に対する安全性を高めるための整備等に 努めるとともに、災害に備えて、入院入所等施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、 飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度)を 行う。

ウ 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

エ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

オ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車いす、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

カ 災害時の入院患者の安全確保

(ア) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会等は、県の指導に沿って、 それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行う よう指導する。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師・看護師等の確保、医薬品、医療

用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

- (4) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。
- (ウ) 医療機関においては、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(I) 医療機関においては、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討しておく。

4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 市

ア 観光客の安全対策の推進

- (ア) 市は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立すると ともに、観光客の安全対策を推進する。
- (イ) 市は、観光関連事業者(旅館・ホテル等)と連携して、外国人旅行者にも対応した「災害時における対応(心得)」を作成するよう指導する。
- イ 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国人旅行者等観光客や市内に居住する外国籍住民等に対して指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図る。

エ 外国籍住民、外国人旅行者への被災時の情報提供体制の整備 市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外 国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

オ 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料作成・配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

(2) 関係機関

ア 旅館など多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など、外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

イ 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難

訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

(2) 市は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携して、災害発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(3) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(4) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

また、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

第10節 緊急輸送計画

(総務部・くらしと文化部・経済部・建設水道部)

第1 基本方針

大規模災害発災時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や各種へリコプター、トラック協会等との輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2計画

1 緊急交通路確保計画

- (1) 市
 - ア 本市を通る上信越自動車道(信州中野IC・豊田飯山IC)、国道、県道は、災害時において緊急交通のための主要路線となる。このため、基幹道路網の整備を促進するとともに、災害時には適切な交通規制によって効率的な運用が図れるよう警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。また、市道についても、拡幅工事や危険箇所の改良等の整備を進める。
 - イ 市は、放置車両や立ち往生車両の発生により、緊急車両の通行の妨げが生じる場合は、県に協力を依頼し、災害対策基本法第76条に基づく運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行う体制を構築しておく。
- (2) 関係機関

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの 計画に基づき、総合的な交通網整備を推進する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

大規模災害時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、 道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用する。(ヘリポート、物資輸送拠点に ついては、資料6-1参照)

- (1) 市は、最低1か所以上の物資輸送拠点及び災害対策用へリポートを確保、指定する。 このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類 して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は 近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定する。
- (2) 隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。
- (3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

3 輸送体制の整備計画

大規模災害時には、前記ヘリコプターを活用した空からの輸送はもちろんのこと、陸上における

輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立する必要がある。

そのため、管内及び近隣の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。(資料6-2参照)

- (1) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- (2) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (3) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第11節 障害物の処理計画

(経済部・建設水道部)

第1 基本方針

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は一般の交通が不能 あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策については関係機関と事前協議する など、有事に備える。

第2計画

(1) 市

緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

(2) 関係機関(各機関)

道路上の障害物の処理等を行うために必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄 を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材 及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する 場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(資料3参照)

第12節 避難の受入活動計画

(全部局・学校長)

第1 基本方針

風水害発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留 旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠 (T:トイレ (衛生)、K:キッチン (食事)、B:ベッド等 (睡眠)) に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2計画

1 避難計画の策定等

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要と される。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施 設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り 込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努め る。

(1) 市

- ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
 - (ア) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。
 - (イ) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

イ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等 避難体制の確立に努める。

(7) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

- (イ) 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法(本編第2章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照)
- (ウ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (カ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 排せつ措置
 - d 毛布、寝具等の支給
 - e 衣料、日用品、生理用品の支給
 - f 負傷者に対する救急救護
- (キ) 指定避難所の管理に関する事項
 - a 避難受入れ中の秩序保持
 - b 避難者に対する災害情報の伝達
 - c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難者に対する各種相談業務
- (ク) 広域避難地等の整備に関する事項
 - a 避難施設
 - b 給水施設
 - c 情報伝達施設
- (ケ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - a 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - b 災害時における広報
 - 防災行政無線・音声告知放送、広報車、登録制メール「中野市すぐメール」、市公式 ホームページ、ケーブルテレビコミュニティチャンネル等による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡 調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

ウ 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として定めた区長、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に対し、避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動

要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

エ 千曲川の氾濫に備えた避難計画の周知

千曲川が氾濫した場合の浸水想定区域については、それぞれの該当地区について、洪水時の 避難場所を定めるなど、避難計画を策定している。(資料7-5参照)

市は、これを市民に周知するとともに、災害時に迅速な避難対策活動が実施できるよう、関係機関との調整・協議等を行う。

才 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとと もに、帰宅困難者等へ確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

カ 安全確保措置に関する事項

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって 危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

キ 「率先安全避難者」制度

市は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

(2) 関係機関

ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成する。(全機関)

イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設 利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等と の連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

(3) 住 民

ア 家族が慌てず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- (ア) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。
 - a 指定緊急避難場所への立退き避難
 - b 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
 - c 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

324

- (イ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか。 (テレビ、ラジオ、インターネット等)
- (ウ) 家の中でどこが一番安全か。
- (エ) 救急医薬品や火気などの点検
- (オ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- (カ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。

- (‡) 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
- (ク) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- (ケ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等を いつでも持ち出せるように備えておく。

2 避難場所の確保(資料7-1参照)

(1) 市

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

- ア 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の 輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配
 慮する。
- オ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう 努める。
- カ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所 運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- キ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専 門家等との定期的な情報交換に努める。

(2) 関係機関

- ア 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者 の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するととも に、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

3 避難所の確保(資料7-2、7-3参照)

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を 平常時から指定しておく必要がある。

(1) 市

ア 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被 災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による 影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- イ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。 また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設 の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の住民が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- エ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換 気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備 に努める。

また、避難所の感染症対策については、本編第2章第18節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から検討するよう努める。

- オ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡 易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に 必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- キ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。
- ク 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難 行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

- ケ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の 緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- コ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域におい

326

ても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めてい く。

- サ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタン ダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- シ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備 の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ス 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- セ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所 へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定 めるよう努める。

(2) 関係機関

- ア 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力する。
- イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- ウ 避難場所(避難路)については住民へ周知徹底する。

4 住宅の確保体制の整備

- (1) 利用可能な市営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に 連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 周辺市町村が被災した場合、利用可能な市営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する 体制を整備する。

5 学校等における避難計画

災害発生時、学校等においては、乳幼児及び児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

(1) 防災計画

ア 学校長等は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

- イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとと もに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
 - (1) 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
 - (ウ) 市 (市教育委員会)、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - (ケ) 児童生徒等の救護方法
 - (3) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む)の点検方法
 - (ジ) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)
 - (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (ツ) 風水害時における応急教育に関する事項
 - (タ) その他、学校長等が必要とする事項
- (2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊具等が災害発生時にどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を点検する。

(4) 避難誘導

- ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- イ 防災計画の「児童生徒等の避難・誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留 意する。
 - (7) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。
 - (1) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。

327の2 [中野防④]

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

6 在宅避難者等の支援

- (1) 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。
 - ア 在宅避難者(被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って 避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をい う。以下同じ。)
 - イ 親戚宅等避難者 (親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同 じ。)

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

[中野防④] 327の3

第13節 孤立防止対策

(総務部・健康福祉部・経済部・建設水道部・消防部)

第1 基本方針

災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報伝達が断絶しないよう通信手段の確立や孤立 予想地域に通ずる道路の防災対策、林・農道等の迂回路の確保に努めるとともに、救援が届くまでの 期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、公民館等の施設の整備や食料品等の備蓄を図り、平常 時から地域住民の間で準備する。

また、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等の孤立予測について、平常時から把握に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第2計画

1 通信手段の確保

市は、防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、市と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

また、アマチュア無線局の協力確保について、市内のアマチュア無線局開局者の取りまとめを行い、組織づくりなどの体制確保を図る。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 市

市道の防災対策を推進するとともに、農道、林道等の迂回路線に配慮した整備を推進する。

(2) 住 民

道路に面した工作物、立木等について、災害時に道路封鎖等の原因にならないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 市

援護を必要とする者を優先して救護するため住民の実態を把握しておく。

また、観光地等にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

(2) 住 民

各地区において、地区内の要配慮者について平常時から把握するように努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 市

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者等の把握と、常日ご ろの防災教育の推進を図る。

(2) 住 民

328 〔中野防③〕

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

市は、市内の孤立予想地区における指定避難所として予定している公民館等の施設の実態把握に 努める。

6 備 蓄

(1) 市

備蓄計画については本章第14節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、特に、食料品等の分 散配置に配慮する。

(2) 住 民

孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄について配慮する。また、観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄に努める。

第14節 食料品等の備蓄・調達計画

(総務部・くらしと文化部)

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られるため、被 災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・調達は重要である。

第2計画

- 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備
 - (1) 市
 - ア 第1編第5節「被害想定」に示す被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料(現物備蓄)の必要量の備蓄を進め、保存期限に応じて更新する(資料8-1参照)。
 - イ 調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の調達を可能にするため、関係業者等との協定を進め、災害時に備える。
 - ウ 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。
 - エ 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指 定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点 を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あ らかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
 - オ 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を 締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(2) 住 民

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当面の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分の食料(乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)及び飲料水として1人当たり6L(3L×2日分)程度を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

(3) 企業等

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行う。

2 食料品等の供給計画

食料の供給を行うため、物資供給協定等により調達体制の整備が図られている。

市は、これらの食料を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。

なお、市のみでは十分な調達ができない場合は、「広域応援協定」等に基づき対応する。

第15節 給水計画

(建設水道部)

第1 基本方針

飲料水の備蓄については、稼働できる浄水場や取水可能な河川等に浄水器を設置し、調達体制を整える。また、各施設の維持管理に努めるとともに、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。

このほか、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を図るととも に、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本市のみでの供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保に努める。

第2計画

- 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備
 - (1) 市
 - ア 現在、市内には、中野地域において中野第1水源をはじめとする14か所の水源があり、豊田 地域においては、涌井水源をはじめとする4か所の水源がある。

取水量は、中野地域が17,804m³/日、豊田地域が1,800m³/日で、総取水量は19,604m³/日が確保されている。取水可能な水源地の状況については、**資料8-3参照**。

- イ 住民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握 に努める。
- (2) 住 民
 - ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
 - イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
 - ウ ポリタンク等給水用具の確保を図る。
 - エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

- (1) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (4) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保に努める。

第16節 生活必需品の備蓄・調達計画

(総務部・くらしと文化部)

第1 基本方針

災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じることが予想される。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

(災害時の主な生活必需品)

- ●寝具(タオルケット、毛布等)
- ●衣類 (下着、靴下、作業衣等)
- ●炊事道具(なべ、包丁、卓上こんろ等)
- ●身の回り品(タオル、生理用品、紙おむつ等)
- ●食器等(はし、茶わん、ほ乳びん等)
- ●日用品(せつけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等)
- ●光熱材料(電池、発電機、マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等)

(必要量)

人口の5%程度が生活必需品について、自力で確保できない状況を想定し、備蓄・調達体制を整備 するよう努める。

第2計画

- 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備
 - (1) 市

生活必需品の備蓄・調達のため関係業者等との協定を進め、災害時に備える。

(2) 住 民

住民は、災害に備えて、災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努める。

2 生活必需品の供給計画

生活必需品の供給を行うため、物資供給協定等により調達体制の整備が図られている。 市は、これらの生活必需品を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。 なお、市のみでは十分な調達ができない場合は、「広域応援協定」等に基づき対応する。

342 〔中野防③〕

第17節 危険物施設等災害予防計画

(総務部・消防部)

第1 基本方針

大規模災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。(資料9-1参照)

第2計画

- 1 危険物施設災害予防計画
 - (1) 市・岳南広域消防組合
 - ア 規制及び指導の強化
 - (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮 した位置、構造及び設備等とするよう設置者(申請者)に対する指導を強化する。
 - (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
 - (ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況
 - イ 自主防災組織の整備促進
 - (ア) 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、 危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
 - (イ) 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。
 - ウ 化学的な消火、防災資機(器)材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機(器) 材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力 の確立について指導する。

オ 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

343

- (2) 危険物施設を有する事業所等
 - ア 消火薬剤等の資機材の整備をする。
 - イ 従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。

〔中野防②〕

- ウ 災害発生時における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。
- エ 危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。
- (3) 住 民
 - ア 災害発生時の避難、通報、初期消火等の災害対応方法の習得に努める。
 - イ 少量危険物施設の防油堤の設置を促進する。
- 2 その他危険物施設等災害予防計画 (火薬類製造施設・高圧ガス製造施設・毒物、劇物保管貯蔵施設・放射性物質使用施設等)

市においては、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがあるため、次の対策に努める。

- (1) 施設の所在等、現況の把握に努める。
- (2) 県及び関係機関と協力し、災害予防の対策を確立する。

第18節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

第2計画

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 関係機関(中部電力パワーグリッド株) 水力発電設備、変電設備、送電設備(架空送電線、地中送電線)、配電設備について、それぞれの技術基準、指針等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

(1) 関係機関(中部電力パワーグリッド株) 非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立する。

3 関係機関との連携

(1) 市

本計画等の定めるところにより、関係機関との連携を図る。

(2) 関係機関(中部電力パワーグリッド株)

平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備する。

第19節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

災害の発生により、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性の向上を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常 時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 計 画

- (1) 関係機関(長野都市ガス株)
 - ア 大規模災害を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。
 - イ 製造供給施設及び導管については、安全性の向上を図るとともに、供給支障を最小限にする ためのバックアップ体制の整備を図る。
 - ウ 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。
 - エ 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・市町村等 関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

第20節 上水道施設災害予防計画

(建設水道部)

第1 基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、被災を受けにくいものとすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る(古牧水源、田麦浄水場の発電機は、借上げとする。)。

第2計画

1 施設の安全性の充実

- (1) 市
 - ア 石綿セメント管及び老朽化した塩化ビニール管・鋳鉄管等の布設替えを進める。
 - イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
 - ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、二系統水源及び受水二経路化を行い、配水系統間の 相互融通性の強化を図る。

2 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施

- (1) 市
 - ア 次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。
 - (ア) 指揮命令系統の確立
 - ・職員の非常招集
 - 情報伝達の確保
 - ・班編成の強化
 - (イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法
 - (ウ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法
 - (エ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法
 - (オ) 応急復旧活動内容の周知方法
 - (カ) 施設管理図面等の管理及び活用方法
 - イ 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

3 応急復旧応援受入れ体制の整備

(1) 市

次の事項を基本に、応急復旧応援受入体制の整備を図る。

- ア 国、県及び関係機関等との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

第21節 下水道施設等災害予防計画

(建設水道部)

第1 基本方針

下水道(汚水・雨水)、農業集落排水施設等(以下「下水道施設等」という。)は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等災害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

本市の下水道事業は、「中野市生活排水等施設整備計画」に基づき、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業による下水道化を推進している。

今後とも、市民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に整備を推進する必要がある。

したがって、災害による被害が予想される地域には特に注意を払いながら、今後、建設する施設に ついては、安全性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、緊急用・復旧用資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2計画

1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

重要な管渠及び処理場施設のうち、河川に隣接している等低地に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。また、浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置付けるとともに、都市下水路による整備も行う。

2 雨水流出抑制施設整備

雨水浸透型の排水設備の設置を図るとともに、住民への啓発活動等を行う。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- ・ 迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、関係機関との緊急連絡体制 の整備を図る。
- ・ 復旧体制について、被災時には、関係職員・業者、手持ち資材だけでは対応不十分となること が予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する等の広域応援 体制、民間業者との協力体制を確立する。

4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時に、被災の状況を的確に把握し、また、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するために、緊急用資機材が必要となることから、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、 復旧用資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄に努める。

5 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳の整備・拡充

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられており、下水道施設等が災害により被災した場合、被害状況を的確に把握できるよう、台帳のデータベース化を図り、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等を実施する。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

下水道施設等は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一、被災を受けた場合でも、ライフラインとしての機能を確保でき得る体制を整えておく必要がある。

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第22節 通信·放送施設災害予防計画

(総務部・建設水道部・消防部)

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。

第2計画

1 緊急時のための通信確保、防災行政無線の整備(資料11-1参照)

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため、各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動系通信機器の整備を図る。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮する。

(1) 防災行政無線の整備

本市では、災害時の情報伝達・報告の手段として、防災行政無線を活用することとしている。 市は、無線の適正配置・運用に努めるとともに、定期的な施設の点検整備及び更新を行う。

(2) 非常通信体制の確保

災害により、市が保有する通信施設が使用不能となったときには、無線通信施設を保有する他の防災関係機関に対し、非常通信を依頼することができる。この場合、あらかじめ通信依頼先との協議が必要であることから、市は、平常時から関係機関と非常通信に関する協議を行う。

2 電気通信施設災害予防

(1) 関係機関(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル (株)

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて次の施策を逐次実施するものとする。

376

ア 被災状況の早期把握

県及び市町村等との情報連絡の強化を図る。

- イ 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - b 主要な交換機を分散設置する。
 - c 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

3 放送施設の災害予防

(1) 関係機関(放送各局)

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。

4 道路埋設通信施設災害予防

架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電気及び通信ケーブル等の 地中化を検討する。

第23節 災害広報計画

(総務部)

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等(以下「住民等」という。)に対し、プライバシーの十分な保護のもと、様々な媒体での積極的な情報公開と情報通信の環境整備に努めるとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、 その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

第2計画

1 住民等への情報の提供体制

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン(インターネット)を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 市ホームページ等を整備し、住民等に対して、地域に密着した各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (3) 災害情報共有システム(Lアラート)、防災行政無線、音声告知放送、ケーブルテレビ及び登録制メール「中野市すぐメール」、公衆無線LAN等を活用した情報を提供するための体制を整備する。
- (4) 住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民等への普及啓発に努める。
- (5) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、その窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。
- (4) 大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、住民に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。

第24節 土砂災害等の予防計画

(総務部・健康福祉部・子ども部・経済部・建設水道部・教育委員会)

第1 基本方針

長野県は、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯であり、風水害に起因する地すべり、土砂崩壊等による被災が懸念される。

本市の地すべり分布状況は、西部丘陵に多く、民家、耕地、公共施設等の利害に密接な関連を有することから、大規模災害時の土砂災害を防止するためには、平素から、危険箇所を点検・把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

第2計画

1 地すべり対策

(1) 市

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災ガイドブックを配布しその他必要な措置をとる。また、地すべり危険箇所(資料13-4参照)を住民に周知するものとする。

(2) 住 民

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。

2 山地災害危険地区対策

市内には、山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区として、**資料13-5・13-6**に示すとおり、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び土砂崩壊危険箇所があり、毎年、県が実施している見直し調査に協力する。また、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3 土石流対策

(1) 市

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災ガイドブックを配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険渓流(資料13-2参照)を住民に周知するものとする。

(2) 住 民

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 市

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知する

[中野防②] 379

ため、これらの事項を記載した防災ガイドブックを配布しその他必要な措置をとる。また、急傾 斜地崩壊危険簡所(資料13-3参照)を住民に周知し、次の事項を実施する。

- ア 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。
- イ 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難指示を行えるような基準及 び伝達方法などについて避難計画を確立する。
- ウ 避難のための立退きの万全を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得 等をあらかじめ住民に周知する。

(2) 関係機関

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が 発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにする。

(3) 住 民

日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに、指定緊急避難場所の確認をして、警戒 避難体制の確立を図る。(本章第12節「避難の受入活動計画」参照)

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 市

防災ガイドブックの配布や研修会等の機会を通じて、施設管理者等に対して土砂災害警戒区域 等の周知を図っていく。

(2) 関係機関

防災ガイドブック等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を積極的に行い、土砂災害等が多発する出水期前に施設に隣接した裏山等において、山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し施設管理者に通知する。

(3) 要配慮者利用施設の管理者

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者は、警戒避難体制の確立を図るため、避難確保計画を作成し、市長へ報告するとともに、避難誘導等に係る訓練を実施する。

6 土砂災害警戒区域の対策

- (1) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - イ 指示による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談 窓口の確保
- (2) 十砂災害警戒区域については、次の措置を講ずる。
 - ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。
 - イ 土砂災害特別警戒住域内の要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避 難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
 - ウ 土砂災害警戒区域内の大規模盛土造成地については、スクリーニング調査を実施し、調査結果に基づき必要な措置を講じていく。

第25節 防災都市計画

(建設水道部)

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2計画

1 都市計画法に基づく用途地域等の指定

市街地の土地について、用途地域の指定を図り、建物用途、建蔽率及び容積率等について規制 し、秩序ある市街地の形成を図っている。

今後の市街化の動向等を踏まえ、適切な土地利用、計画的な市街地の形成が図られるよう、適 官、用途地域の見直しを行い、防火地域、準防火地域の指定等について検討する。

2 防災空間の整備拡大

(1) 市

ア 「都市計画マスタープラン」に基づき、防災対策に資する公園・緑地・防災遮断帯等を効果 的に計画配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。

イ 幹線道路について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路 整備に努める。

3 市街地再開発事業による都市整備

(1) 市

木造密集地や都市基盤整備の遅れている地域について、防災性の高い安全な都市づくりを推進する。

災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災の向上を図り、安心して住める都市づくりを推進する。

第26節 建築物災害予防計画

(総務部・建設水道部・教育委員会)

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

第2計画

1 建築物の風害対策

- (1) 市
 - ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
 - イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
 - ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (2) 建築物の所有者等

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の水害対策

(1) 市

出水によりがけ地の崩壊等、土砂災害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限 を行うため条例の制定に努める。

建築基準法の規定に基づき、市長は、出水により災害を被る危険性が高い区域を災害危険区域 として指定し、その区域内において建築物の建築に関し一定の制限をする。

(2) 建築物の所有者等

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

(1) 市

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災意識の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- イ 防災設備の設置促進を行う。
- (2) 所有者

防災管理体制及び防災設備の整備をするとともに災害予防に努める。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

(総務部・建設水道部)

第1 基本方針

災害時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い 道路及び橋梁づくりを行い安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体 との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

第2計画

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 市

落石、盛土、橋梁等の点検に基づき、施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮して、 緊急度の高い箇所から順次整備する。

- (2) 関係機関(道路管理者)
 - ア 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。
 - イ 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について、現場点検に努め、緊急を要するものから、逐次、必要な対策を実施する。
 - ウ 災害に備え、防災訓練を実施する。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 市

建設業協会等と事前に災害時における応急復旧に関する業務協定を締結しておき、協力体制の 整備と交通の確保を図る。

- (2) 関係機関
 - ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、市・県の協定等に協力するものとする。
 - イ 災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等と の協定等を締結するものとする。

[中野防2] 383

第28節 河川施設等災害予防計画

(総務部・健康福祉部・子ども部・経済部・建設水道部・消防部・教育委員会)

第1 基本方針

河川施設等は、災害の発生に伴い破堤等につながることが予測されるため、安全度の向上を図ると ともに、点検、整備等を行い、安全の確保に努める。

第2計画

1 河川施設災害予防

過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案し、特に注意を必要とする地域が重要水防区域に設定されている。

風水害に強い郷土づくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

このため、市は、水防計画に基づく体制づくりを図るとともに、施設整備計画により、河川管理施設等の整備を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

- (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等を把握し、施設に対する洪水 予報等の伝達方法(FAX、メール、電話等)を定めるとともに、警戒避難体制の確立等防災体 制の整備について指導する。
- (2) 避難施設、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第29節 ため池災害予防計画

(経済部)

第1 基本方針

市内には、24か所の農業用ため池があり、築後かなり経過していて老朽化の可能性が予想される。 万一、災害等により、これが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等に被害が及ぶおそれが ある。

そこで、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、補 強工事を実施する。

第2計画

- (1) 市
 - ア ため池の諸元、施設の構造、下流の状況、施設の改修履歴等について明記した「ため池カル テ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は、県に報告す る。(資料13-9参照)
 - イ ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。
 - ウ 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。
 - エ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
 - オ 人家や重要施設等に影響を及ぼしうるため池に対し、ため池ハザードマップを作成し、住民 への周知を図る。

(2) 関係機関

- ア 管理団体において、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに 市に緊急連絡ができるようにする。
- イ 巡回点検をし、施設の状況について調査するとともに、市に結果を報告する。

第30節 農林産物災害予防計画

(経済部)

第1 基本方針

風水害による農林産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、 ハウス等の生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不 良、家畜の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2計画

1 農産物災害予防計画

(1) 市

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(2) 関係機関

市等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(3) 住 民

農作物等災害対策指針に基づき、以下の災害予防対策を実施する。

〈作目別の主な予防技術対策〉

ア水稲

- (7) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
- (1) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

イ 果樹

- (ア) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- (1) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- (ウ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 野菜及び花き

- (ア) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。
- (イ) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 市

中野市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

第31節 二次災害の予防計画

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合 もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく 必要がある。

第2計画

1 構造物に係る二次災害予防対策

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被 災箇所の危険度を判定する基準等の整備を進めるとともに、被災時に迅速な点検が行えるように体 制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 市・岳南広域消防組合

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安 教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事務所との協定の締結の促進等の指導

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

- (1) 市
 - ア 情報収集体制の整備に努める。
 - イ 流木除去体制の整備に努める。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険 箇所)をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、 同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

〔中野防 2〕 413

第32節 防災知識普及計画

(総務部・子ども部・消防部・教育委員会)

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が有効に機能する ためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発 生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶ ことは、困難である。

このため、市は、災害文化の伝承や体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、 防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力 の向上に努める。

第2計画

- 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動
 - (1) 市
 - ア 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の意味及び発令時にとるべき行動のほか、要配慮者 に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。
 - イ 市では、これまでに「防災ガイドブック」を作成し、全戸配布している。このマップの内容 については、今後も様々な手段を通じて周知を図っていく。
 - ウ 自主防災組織等に対し、「防災ガイドブック」等をもとに各地区の防災上の課題を検討し、 必要な対策を実施するよう指導するとともに、これに協力する。
 - エ 住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な 区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、 水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、飼い主による家庭動物の同 行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。
 - オ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するととも に、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防 災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
 - カ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
 - キ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を 考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

414

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・ 知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」す べきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 岳南広域消防組合

ア 自主防災組織等の防災知識の普及、組織の育成に努める。

イ スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図る。

(3) 住民・自主防災組織・企業等

地区別防災マップ等を作成し、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応を図る。 各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を 定期的に開き、次のような活動を通じて防災意識を高める。

- ア 危険箇所、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- イ 発災時の連絡方法
- ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- オ 備蓄食料の試食及び更新
- カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- キ 男女のニーズの違いに配慮した対策の推進
- ク 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則の周知や安否確認手 段の検討
- ケ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び避難所を記載した地域の防災マップの作成
- コ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- サ 避難生活に関する知識の習得

また、企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 市

市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の 仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防 災思想の普及徹底を行う。

(2) 岳南広域消防組合

旅館、ホテル等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき 事項等、防災意識の普及徹底に努める。

(3) 防災上重要な施設の管理者等

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設に おいても防災訓練を実施する。

3 学校等における防災教育の推進

- (1) 学校等においては、大規模災害にも対処できるように、市及び関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等

について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- (3) 教職員向けの指導資料の活用や研修の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、 防災担当の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、各種防災訓練、防災に関する研修・講習 会等への参加を通じて防災知識の普及・高揚に努める。

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 市

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(2) 住 民

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

416 [中野防④]

第33節 防災訓練計画

(総務部・消防部)

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2計画

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 市

本市は、防災の日(9月1日)を挟む防災週間等を中心に、防災訓練を実施しているが、今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

ア 総合防災訓練

防災関係機関、住民、事業所、その他関係団体等の協力を得て、防災週間に合わせ、総合防 災訓練を実施する。

イ その他の訓練

下記の訓練については、必要に応じて、関係機関と連携して実施する。

(ア) 水防訓練

市内の円滑な水防活動の遂行を図るため、水防管理者(市長)は、県及び関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災 防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて、他の関連した訓練と併せ て行う。

(ウ) 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助と救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

県、信越地方非常通信協議会、近隣の市町村、関係機関等の協力を得て、感度交換訓練を行い、もって通信可能な市町村、関係機関の把握及び通信運用の習熟を図ることを目的として通信訓練を実施する。

(オ) 避難訓練

多数の人が利用する建物の防火管理者は、毎年、消防機関等と協力して避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常 参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程 度特定した上での抜き打ち的実施も検討する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 広域防災訓練

市は、県と連携し広域応援協定をより実効性のあるものとするため、広域防災訓練を実施する。

(ケ) 複合災害を想定した訓練

市は、地域特性に応じた複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(2) 岳南広域消防組合

市、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、災害時の連携協力体制を円滑化する。

(3) 住 民

住民は、市等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(4) 企業等

ア 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

イ 浸水想定区域内の事業所の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、 次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、 次回の訓練に反映させる。

(1) 訓練の実施機関

ア 実践的な訓練の実施

(7) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

418

- (イ) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。
- (ウ) 要配慮者支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第34節 災害復旧・復興への備え

(全部局)

第1 基本方針

市は、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2計画

1 市政の業務継続計画の策定

市は、災害が発生した場合、本計画に定める災害応急対策活動を行う一方で、それ以外の市の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が通常どおりに最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、市は、災害時に市の各部局の機能が最短の期間で復旧できるようにし、被害の影響を 最小限に抑えることを目的として、全庁的な組織により、市政の業務継続計画を検討し、迅速な復 旧体制を構築する。

2 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を 策定する。
- (4) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用 方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の 処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的 に示す。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

3 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民情報(住民基本台帳)、地籍、建築物、権利関係、施設、地下 埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

市は、これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

- (1) データの保存
 - 市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

420

(2) バックアップ体制の整備

市は、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、市で保管している 公図等の写しを被災から回避するための手段を講ずる。

4 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第35節 自主防災組織等の育成計画

(総務部・健康福祉部・くらしと文化部・消防部)

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増しているといえる。今後、より積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

第2計画

1 地域住民等の自主防災組織の育成

市は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と併せて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 自主防災組織の課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動
 - ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
 - イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
 - ウ 要配慮者に関する情報の収集(プライバシーに対する配慮が必要)
 - エ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検
- (2) 発災時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止、初期消火

- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

4 活動環境の整備及び組織の活性化

(1) 活動環境の整備

コミュニティ助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主 防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設(公園、広場等)を活用し、防災活動の拠点 としての整備を進める。

(2) 組織の活性化

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の 活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

(3) 組織の育成強化

県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づく りを進める。

(4) 男女共同参画

自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(内閣府2013)」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

5 各防災組織相互の協調

- (1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題の解消や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。
- (3) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第36節 企業防災に関する計画

(総務部・経済部)

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 計画の内容

1 企業による防災活動の推進

- (1) 市
 - ア 各種啓発活動や研修の実施により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、 防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価や、消防団協力事業所表 示制度の周知等により、企業の防災力向上の促進及び防災活動への参加促進を図る。
 - イ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
 - ウ 事業継続計画(BCP)作成の取組に資する情報提供を行う等、管内企業の作成への取組を 支援する。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普 及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(2) 企業

- ア 各企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定・運用するよう努める。
- イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、事業所等の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への

424

貢献に努める。

- エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策 に努める。
- オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの 避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第37節 ボランティア活動の環境整備

(くらしと文化部)

第1 基本方針

大規模災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県 及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもった災害救援ボランティア、NPO、NGO及び企業等の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が 連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2計画

1 災害救援ボランティアの事前登録

(1) 市

中野市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

(2) 関係機関(ボランティア関係団体) 災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登 録の推進を図る。

2 ボランティア活動の環境整備

平常時から地域団体、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

3 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

そのため、既存のボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進 するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の指導と協力のもと、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

426 [中野防④]

第38節 災害対策に係る基金等積立及び運用計画

(総務部)

第1 基本方針・計画

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基 金の積立てを行い、その維持と的確な運用を図る。

第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

(全部局)

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀 層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべ りも発生している。また、県南部の中央構造線沿いには、大規模な破砕帯に由来する地すべり履歴地 が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測 と機構把握の困難さが特徴となっている。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、県・市・各機関が連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2計画

- (1) 市
 - 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。
- (2) 関係機関
 - ア 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、 県、市町村への提供について協力する。
 - イ 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第40節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

第2計画

1 鉄道施設災害予防

(1) 市

本計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

(2) 東日本旅客鉄道(株)

ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的にすべての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

イ 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるととも に、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

(3) 長野電鉄㈱

ア 計画目標

駅舎及び諸施設の改良・新設を推進して交通施設の整備強化を図り、安全輸送の確保に努めるとともに、災害に対して万全の処置を講じ被害の防止に努める。

イ 実施計画

(ア) 橋梁・電車線の鉄柱等整備

年1回定期的に点検・検査をして、不良箇所の補強を実施する。

(イ) 線路の整備

調査資料に基づき、防災工事が必要な箇所については、その対策工事を実施する。

428

- (ウ) 災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災・ 復旧訓練を実施する。
- (エ) 災害用資材の整備
- (オ) 落石、雪崩等の危険箇所に設置してある落石警報装置の点検整備

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(総務部)

第1 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、住民等の提案による各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の策定を推進する。

第2計画

(1) 市

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

(2) 住民及び事業所を有する事業者

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

第42節 観光地の災害予防計画

(全部局)

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2計画

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 市は、観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) 市は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 市は、災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 市は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 市は、観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

430(~600) [中野防④]